



平成29年(2017年)

10/9

号外

市報

こだいら



ぐるべー



衆議院議員選挙 臨時号

衆議院議員選挙



投票日

10月22日(日)

午前7時～午後8時

最高裁判所裁判官国民審査

投票の方法

衆議院議員選挙は、小選挙区と比例代表があり、最高裁判所裁判官国民審査と合わせて3種類の投票になります。

投票記載所で、小選挙区選出の投票用紙には候補者の氏名、比例代表選出の投票用紙には政党の名称を記入します。国民審査の投票用紙には、やめさせたい裁判官がいる場合は、その氏名の上の欄に×の記号を記入します。やめさせたい裁判官がない場合は、何も記入しません。

投票箱への投かんは、衆議院が小選挙区と比例代表で2つ、国民審査が1つで、合わせて3つの投票箱があります。それぞれの投票箱に投かんしてください。

小平市で投票できる方

日本国民で、次の要件すべてに該当する方です。

▽平成11年10月23日以前に生まれている

▽平成29年7月9日までに小平市に転入届を提出している

▽平成29年10月9日までに引き続き小平市に住んでいる

市外へ転出した方

7月10日以降に転出した方は、小平市で投票することになります。

7月9日までに新住所地へ転入届を提出した方は、新住所地で投票することになります。

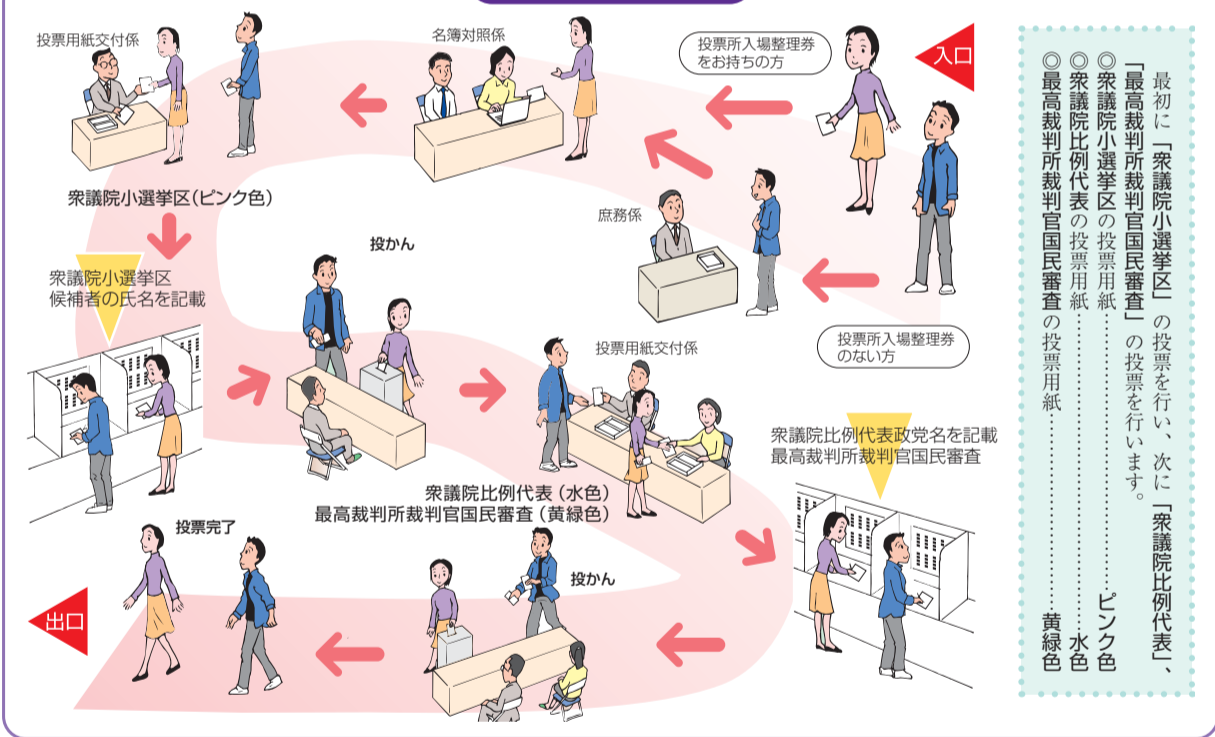
市内で転居した方

9月25日までに転居届を提出した方は、新住所地の投票所で、9月26日以降に転居届を提出した方は、前住所地の投票所で投票することになります。

衆議院の解散に伴う衆議院議員選挙が、10月10日(火)に公示され、10月22日(日)に投票が行われます。

なお、衆議院議員選挙と合わせて最高裁判所裁判官国民審査が行われます。

投票の手順



最初に「衆議院小選挙区」の投票を行い、次に「衆議院比例代表」、「最高裁判所裁判官国民審査」の投票を行います。

- 衆議院小選挙区の投票用紙…ピンク色
- 衆議院比例代表の投票用紙…水色
- 最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙…黄緑色

投票所入場整理券

投票には、投票所入場整理券をお持ちください。

投票所入場整理券が届かない場合や紛失した場合でも選挙人名簿に登録されている方は投票できますので、投票所で申し出てください。投票所入場整理券は10月10日(火)(公示日)以降に発送します。

期日前投票

投票日当日、仕事やレジャーなど

ことになりません。

※投票所は、投票所入場整理券に記載されていますので、確認してください。

期日前投票所の投票手順は次のとおりです。

受付

投票所入場整理券裏面の「期日前投票宣誓書」に必要事項を記入し、名簿対照係に渡します。

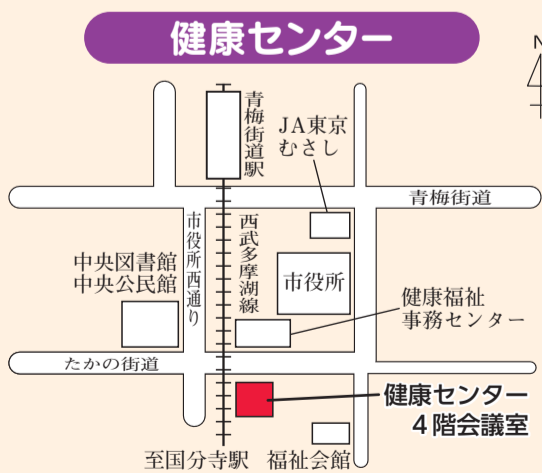
投票用紙の交付

「期日前投票宣誓書」の記載事項が確認されると、投票用紙が交付されます。

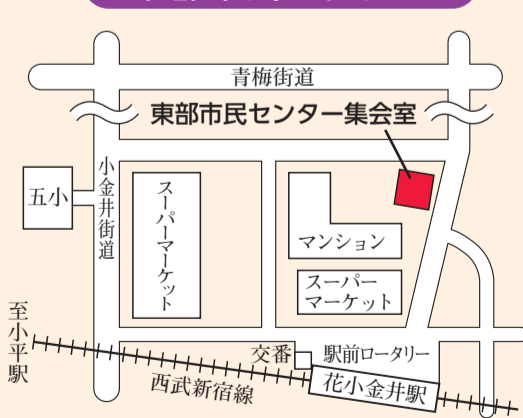
投票用紙の記載・投かん

投票用紙が交付されたら、投票記載台で投票用紙に記入し、投票箱に投かんします。

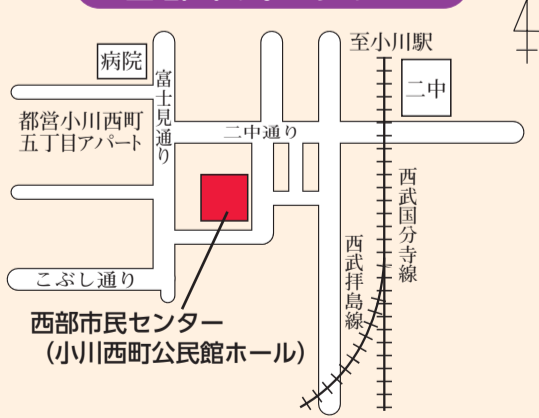
期日前(不在者)投票所



東部市民センター



西部市民センター



期間 10月11日(水)～10月21日(土)

10月18日(水)～20日(金) ※3日間のみとなりますのでご注意ください。

時間 午前8時30分～午後8時

※法改正にともない、最高裁判所裁判官国民審査の期日前・不在者投票も10月11日(水)からになりました。

※いずれの投票所も駐車場が狭いので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。